

ベトナムにおける「知的財産権侵害防止及び対応のための行動計画第 168 号」の実施状況について

岡田貴子 (特許業務法人ナガトアンドパートナーズ パートナー弁理士)

The History and Progress of “Action Plan No. 168 for Prevention and Measures against Acts of Infringements over Intellectual Property Rights” in Vietnam

Takako Okada
Partner, Patent Attorney, NAGATO & PARTNERS

【要旨】 ベトナムにおいて 2006 年 7 月 1 日に知的財産法が施行されてから、2009 年の改正を経て、すでに 10 年が経過した。知的財産法の施行時期に先立って開始された、複数の省庁が連携して行うプロジェクト「知的財産権侵害防止及び対応のための行動計画第 168 号」(以下、「計画 168」)のフェーズ I が立ち上がったのも同じく 2006 年であり、2006-2010 のフェーズ I、2012-2015 のフェーズ II を経て、今後フェーズ III につながっていくことが期待されている状況である。各フェーズ終了時には、科学技術省が主催するプロジェクト実施総括会議が開かれ、各段階の終了時に見えている課題等を総括することになっている。ベトナム科学技術省の報告書や現地の報道資料を通して計画 168 のたどった経過を検証することにより、ベトナムにおける知的財産権侵害対策の約 10 年の歩みを概観する。

【キーワード】 ベトナム 知的財産 権利行使 168 科学技術省

【Abstract】 Ten years passed since the Intellectual Property Law came into effect in July 1, 2006 in Vietnam. A Vietnamese governmental project “Action Plan No. 168 for Prevention of and Response against acts of infringements over Intellectual Property Rights” (hereinafter referred to as “Action Plan 168”) was initiated prior to the enforcement of the Intellectual Property Law as a multi-section project organized by several governmental ministries. It is expected that it will lead to Phase III in near future following Phase I of 2006-2010, Phase II of 2012-2015. At the end of each phase, the review meeting sponsored by the Ministry of Science and Technology is held in order to analyze and summarize the accomplishments and still existing challenges of each phase. By reviewing the progress of Action Plan 168 through the Vietnamese Ministry of Science and Technology’s report and on-site press reports, it is possible to outline the ten-year history of development of intellectual property protection system in Vietnam.

【Keywords】 Vietnam Intellectual property enforcement 168 Ministry of Science and Technology (MOST)

1. はじめに

ベトナムにおいて 2006 年 7 月 1 日に知的財産法が施行されてから、2009 年の改正を経て、すでに

10 年が経過した。知的財産法の施行時期に先立って開始された、複数の省庁が連携して行うプロジェクト「知的財産権侵害防止及び対応のための行動計画第 168 号」(以下、「計画 168」)のフェーズ I が立ち上がったのも同じく 2006 年であり、2006-2010

のフェーズ I, 2012-2015 のフェーズ II を経て、今後フェーズ III につながっていくことが期待されている状況である。

計画 168 は、2006 年当時の文化情報省、科学技術省、農業および農村開発省、財務省、商業省、公安省の 6 つの省庁が合同で行うプロジェクトとして、2006-2010 年の間にフェーズ I が実施された。その後引き続き、科学技術省、文化スポーツ観光省、農業および農村開発省、財務省、商工省、公安省、情報通信省、最高人民裁判所、最高人民検察院からなる 9 つの省庁が行うプロジェクトとして、2012-2015 年の間にフェーズ II が実施された。それぞれ

のフェーズ終了時には、科学技術省が主催するプロジェクト実施総括会議が開かれ、具体的な知的財産権の侵害事案に関して報告を行い、各段階の終了時に見えている課題等を総括することになっている。ベトナム科学技術省の報告書や現地の報道資料を通して計画 168 のたどった経過を検証することにより、ベトナムにおける知的財産権侵害対策の約 10 年の歩みを概観することができ、かつ、今後の課題も見えてくると考え、本稿をまとめることにした。

本稿において「権利行使」の語は、知的財産権の権利者からの要請に基づき行政官庁が侵害者への警告、侵害品の没収、侵害者からの罰金の徴収等を行

表 1

1986 年	ベトナム共産党第 6 回党大会においてドイモイ（刷新）政策が打ち出される
1992 年 11 月	日本の対越援助再開
1993 年 3 月	特許協力条約（PCT）がベトナムにおいて効力発生
1995 年 1 月	WTO 発定と同時に加盟申請を行う
1995 年 7 月	米国との国交正常化
1995 年 7 月	ASEAN 正式加盟
1995 年 10 月	ベトナム民法典（1995 年法）成立
1998 年 11 月	APEC 正式参加
2000 年 7 月	米国とベトナムは米越通商協定を締結（2001 年 12 月 10 日発効）
2003 年 11 月	日越投資協定への署名（2004 年 12 月 19 日発効）
2004 年 9 月	知的財産保護のための全国会議（科学技術省、文化情報省 [当時]）
2004 年 10 月	ベルヌ条約がベトナムにおいて効力発生
2005 年 6 月	ベトナム民法典（2005 年法）成立
2005 年 11 月	ベトナム知的財産法成立（施行は 2006 年 7 月 1 日）
2006 年 1 月	168 計画フェーズ I（2006-2010）の基本計画書成立
2006 年 7 月	マドリッド協定議定書がベトナムにおいて効力発生
2007 年 1 月	ベトナム WTO へ正式加盟（2006 年 11 月 7 日 WTO 総会で承認）
2009 年 6 月	ベトナム知的財産法 2009 年改正（施行は 2010 年 1 月 1 日）
2012 年 8 月	168 計画フェーズ II（2012-2015）の基本計画書成立
2015 年 11 月	ベトナム民法典（2015 年法）成立（2017 年 1 月 1 日施行）
2016 年 4 月	168 計画フェーズ II（2012-2015）の総括会議の実施

参考データ

ベトナム社会主義共和国 (Socialist Republic of Viet Nam) 基礎データ：外務省

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/vietnam/data.html>

ベトナム WTO・他協定加盟状況：JETRO

https://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/trade_01.html

Vietnam：WIPO Lex

<http://www.wipo.int/wipolex/en/profile.jsp?code=VN#a6>

政処分として行う「行政措置」、侵害行為により生じた損害の賠償や侵害品の差止について当事者が民事裁判で争う「民事措置」、侵害被疑者を検察院が起訴して刑事責任を追及する「刑事措置」、これらを包括的に含む語として使用する。後に検討する各種統計から明らかなどおり、ベトナムにおける知的財産権に関連する「権利行使」は、「民事措置」「刑事措置」によるケースは非常に限定的で、大半は「行政措置」に基づくことに留意されたい。

更にベトナムの特徴として、知的財産法に基づく行政措置については、複数の官庁が重疊的に所轄していることが挙げられる。例えば、商標・地理的表示の模倣品への行政措置は、科学技術省の監査部、商工省傘下の市場管理局、公安省傘下の経済警察、税関、省／県級の人民委員会が重疊的に所轄している。現在は政府決議 No. 99/2013/ND-CP の第 15 条から第 21 条において、知的財産法に基づく行政処分の所轄官庁や処分内容がある程度明確化しているが、重疊的な構成であることは計画 168 の成立当時から現在に至るまでも変更はない。この点は、省庁間の情報共有の推進、および知的財産権の適切な保護を省庁間の連携の下で図ることを目的とする計画 168 が必要とされた背景であるといえる。

2. 計画 168 フェーズ I (2006-2010) 成立までの背景

ベトナムは 1986 年のドイモイ政策の正式採用以降、1990 年代は国際社会への復帰を目指して活動し、米国との国交回復や、ASEAN (東南アジア諸国連合)・APEC (アジア太平洋経済協力) をはじめとする国際機構・条約への加盟などを行った。その一環として、WTO (世界貿易機関) への加盟申請を 1995 年 1 月の WTO 成立と同時に発行しており、その後約 12 年後の WTO の正式加盟まで、ベトナムは長い道のりを歩むことになった。

WTO への正式加盟の前提として、知的財産権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPs 協定) を順守した知的財産権の保護体制を整えることが条件の一つであったことから、WTO 加盟の環境整備の一環で法整備が進められることになった。

1995 年 10 月には民法典が成立し、第 6 部 (知的財産権及び技術移転の部) に、著作権、産業財産権 (発明、実用新案、意匠、商標、原産地表示に関する権利)、技術移転の章が設けられた。ベトナムで初めて制定された、法律レベルの知的財産権の保護に関する規定といえる。その後、2006 年に成立した知的財産法において、知的財産権に関して一元的に規定されることとなる。

上記に述べた WTO 加盟のための知的財産権関連の法整備の流れと並行して、知的財産権の実効性ある保護に向けた国家的な取り組みを国際社会に対して示す具体的なプロジェクトとして、計画 168 が実施されたといえる。

計画 168 のきっかけとなったのは 2004 年 9 月に科学技術省および文化情報省が共催した「知的財産権保護に関する全国会議」であり、同会議の開催をステップとして、行動計画の立案が進められた。

3. 計画 168 フェーズ I (2006-2010) 成立

文化情報省、科学技術省、農業及び農村開発省、財務省、商業省、公安省による知的財産権侵害防止及び対応のための行動計画文書第 168 号 (No. 168/CTHD/VHTT-KH&CN-NN&PTNT-TC-TM-CA、「行動計画文書 168 号」) が 2006 年 1 月 19 日付で成立した。

行動計画文書 168 号によれば、各省協調の下に以下の行動計画を進めることが規定されている。

- 1) 産業財産権、著作権、著作隣接権、育成者権に関する法令順守と権利の尊重について、ベトナム社会に対する宣伝・教育を推進すること。文化情報省は WTO 加盟までの各段階において適切な情報の方向付けを行う役割を負うとする。
- 2) 各省庁は協力して統一的な侵害行為への行動計画を作成し、侵害行為に対する速やかな対処を行うこと。省レベルの人民委員会も協力して、地元で発生した侵害行為に対する速やかな処理を行うこと。
- 3) 産業財産権、著作権、著作隣接権、育成者権に関する法令の規定に関する必要な改正、追加、改善

などの提案を適宜行うこと。

- 4) 省庁間の情報共有を推進すること。知的財産権に関する係争情報や、その処理に関する情報を共有すること。科学技術省が取りまとめを行い、知的財産権に関する権利行使に関する活動報告を年1回首相へ報告するものとする。
- 5) 権利行使に関わる人材の、中央官庁と地方省庁における訓練や育成における協力と国際協調を行うこと。各省庁は、それぞれの予算内において、また、海外のプロジェクトを利用して、海外からの専門家招致や、視察団の海外派遣などの方法により人材育成を行うこと。教育訓練省と各省庁は協力して、大学・大学院における産業財産権、著作権、著作隣接権、育成者権に関する教育を行い、知的財産権の行使に関わる人材の育成を行うこと。
- 6) 各省庁所管の産業財産権、著作権、著作隣接権、育成者権等に関する権利管理団体について、条約、多国間協定、二国間協定等に基づき適切な権利の管理が行われるよう、必要な援助を与えること。

フェーズIの実施された約5年間で、行動計画がどのように進められたのかを、次に見てゆくこととする。

4. 計画168フェーズI(2006-2010)実施状況

4.1. 1年目の総括報告(「初年度報告」)

フェーズIが開始されてから約1年後、2007年3月29日に「計画168の実施に関する小括会議」が実施され、科学技術省が各省庁からの報告を取りまとめ、総括報告が行われた。

初年度報告には各省庁が実施した、知的財産権に関する広報活動や、人材育成活動などの具体的な実績が省庁別に記載されている。その中でも、主として行政措置に関わる権利行使の実績は、6省庁の総計で約35,000か所の査察の実施、18,000か所を知的財産権侵害および模倣品の取り扱いにより処分、行政処分の罰金は150億ドンにのぼるとされている。

とりわけ、フェーズIの1年目の実績では著作権関連の処分が多く、上記の査察35,000か所のうちの約20,400か所、そして総額150億ドンの罰金のうち、約109億ドンの罰金を文化情報省が侵害者に対して科したことが記録されている。フェーズIの実施当初は著作権関連の侵害への対応が重要視されていたのではないかと、著者は分析している。

著作権侵害への対応が重視された背景として、フェーズI開始に先立つこと2年、ベルヌ条約がベトナムで発効した2004年の時点では、IIPA(国際知的財産権同盟)のレポート(INTERNATIONAL INTELLECTUAL PROPERTY ALLIANCE, 2004)において、著作権の保護についてベトナムは以下のとおり報告されている。

「ベトナムは書籍の海賊版の天国と言え、外国書籍のマーケットを事実上駆逐している。英語教授に関する資料はおよそ90%が海賊版で、学術書籍のマーケットも深刻な影響を受けている。国营企業が直接海賊版の発行を行っているケースさえ見られる。」

そのような状況であったため、2006年のフェーズI開始時には明白な著作権の侵害品がまだまだ市場にあふれていた状況であり、対策が重要視されていたのではないかと考えられる。

産業財産権の侵害に関する行政措置を所管する科学技術省は、1,521か所の査察を行い、特許権、意匠権、商標権、および不正競争行為に関する行政処分を行ったことを報告している。

産業財産権、主に商標や地理的表示に関する模倣品、意匠侵害品に対する行政処分等を所管する商業省(現在の商工省)の執行当局である市場管理局は、448件の意匠権侵害品の摘発、1,715件の商標権侵害品の摘発、6件の不正競争行為の摘発、そして1件の特許権侵害品の摘発を報告している。

初年度報告において、提案事項が5点挙げられている。第1に、社会における知的財産権に関する認識を向上させていくことが挙げられており、特にベトナム企業が自らの知的財産権を侵害行為から適切に自己防衛し、それと同時に他人の権利も侵害しないよう認識を高めることがベトナム経済の多方面か

つ着実な発展において重要である、とされている。第2に、ベトナムの地方における各省庁の出先機関を通じて、全国レベルで知的財産権の保護に関する認識を高めることが挙げられている。上記2点はつまり、知的財産権の保護の必要性について、ベトナム企業や地方における認識が未だ十分でなく、その点について改善が必要という趣旨の提案事項であったと、著者は理解している。

提案事項の第3に、政府決議 105/2006/NDCP に規定される「知的財産国家管理機関」(Ban Chi dao quốc gia về sở hữu trí tuệ) の早期設立を提議している。知的財産国家管理機関とは、政府首相により設立され(同 59 条)知的財産権の侵害行為の処分に関わる各省庁からの照会に十分かつ速やかに回答すべき責任があり(同 60 条 2 項)、請求に応じて査察や行政措置の実施等に加わり(同 60 条 3 項)、さらに権利行使に関わる各省庁が定期的にその活動報告を提出すべき機関(同 60 条 4 項)と規定されているが、少なくとも 2016 年末の時点で設立されていない(Nguyễn, 2016)。ベトナムではよくある話であるが、法規範文書で定めているにも関わらず、実効性のない規定となったまま年月が過ぎている状況である。

提案事項の第4に、大衆向けにメディアを通じて知的財産権の法制度に関する知識や、侵害行為への処罰等に関する知識を浸透させることが提案されている。2006 年の時点では、ベルヌ条約がベトナムで発効してから 2 年しか経過しておらず、知的財産法の施行の年であったため、そもそも知的財産権やその侵害行為に対するベトナム社会における関心・認識は低く、その向上が必要であったものと考えられる。

提案事項の第5に、計画 168 の進行をより効果的に行うため、各省庁で担当部局を明確にすることが挙げられている。この点は、後述のフェーズ II に進むともう少し整備が進められているので、提案が生かされ改善が進んだ点と言える。

4.2. 3 年目の総括報告(「3 年目報告」)

フェーズ I が開始されてから約 3 年半後、2009 年 7 月 8 日に、科学技術省が各省庁からの報告を取

りまとめて 3 年目報告が公表された。権利行使(主として行政措置)に関わる実績は、総計で 1,064 件を知的財産権侵害および模倣品の取り扱いにより処分し、行政処分の罰金総額は 40 億ドンにのぼるとされている。

上記の数字は、1 年目の処分対象拠点数 18,000 か所、罰金総額 150 億ドンに比較すると、3 年目の時点ではかなりペースダウンしている印象を受ける。ただし、処分対象のカウントの仕方については、1 年目が「拠点数」でカウントされているのに対し、3 年目は「事案数」でカウントしているため、統計の取り方に由来する可能性も否定できない。少なくとも、罰金総額は大きく減少している。

文化スポーツ旅行省の所轄の著作権関連の事案のうち、3 年目に行政措置が取られたソフトウェアの侵害品事案件数が 20 件に留まり、1 年目の著作権関連の行政処分件数と比較すると大幅なペースダウンといえる。BSA (Business Software Alliance) の 2008 年のグローバルソフトウェア調査によれば [BSA, 2009], ベトナムは当時ソフトウェアの違法コピー率 85% で上位国に挙げられており、圧倒的に違法コピーされたソフトウェアが使用される率が高かったにも関わらず、行政措置はその極一部にしか行われていない事態が伺える。ちなみにフェーズ I が開始した 2006 年の統計ではソフトウェアの違法コピー率 88% であり、計画 168 の進行により大きな効果を上げているとは、残念ながら言えないと考える。

産業財産権の侵害品について、科学技術省監査局が 3 年目の 2008 年に行政処分を行った件数は 154 件(商標権侵害事案 118 件、意匠権侵害事案 32 件、特許権侵害事案 3 件、不正競争事案 1 件)と報告している。

市場管理局を所轄する商工省は、3 年目の報告を挙げてきていない状態とのことであり、各省庁ともに 3 年目の報告では、やや最初の意気込みが薄れている印象を受ける。

3 年目報告で挙げられた課題としては、商標の模倣品については減少傾向にあるものの、特に医薬品の分野において他社の営業表示の模倣が増加しており、健康被害等が消費者に生じることが懸念される

と指摘されている。また、各省庁で不正競争行為に関する行政処置の申請の受付に消極的であったり、どのように処理してよいかわからず適切な対応が取られなかったり、といった状況があったことが報告書で指摘されている。

3 年目報告では、不正競争行為への行政措置に関する詳細規定の整備についての提案がなされている。その他、2009 年改正の知的財産法に伴う政府決議等の下位の法規範文書の整備、並びに 1 年目と同様に、知的財産国家管理機関の早期設立が提案されている。

不正競争行為については、知的財産法 (130 条) と、それ以前の 2004 年 12 月 3 日に成立した競争法 (不正競争行為の類型は 39 条、虚偽表示は 40 条) の 2 つの法律に重複する形で規定されていることに留意されたい。不正競争行為に関する行政措置の執行機関について、知的財産法に基づく場合には科学技術省の監査部、商工省傘下の市場管理局、公安省傘下の経済警察、税関、省／県級の人民委員会が重畳的に所轄し (政府決議 No. 99/2013/NĐ-CP, 15 条)、その一方ベトナム競争法に基づく場合は商工省傘下の競争庁 (政府決議 No. 71/2014/NĐ-CP, 40 条) であるため、不正競争行為に関する権利行使において複数の省庁が執行機関となりうる場合に、そもそもどちらの法律を優先して適用すべきか、省庁間の調整をどう行うか、といった点は今なお明確ではない。

4.3. フェーズ I 終了時の総括会議

フェーズ I が開始されてから約 6 年半後、2012 年 6 月 12 日に、科学技術省が各省庁からの報告を取りまとめて、フェーズ I 終了の総括会議が行われた。フェーズ I は 2006 年～2010 年までの 5 年間を対象とするという前提で策定されているが、終結から 1 年半ほどたって総括会議が行われたことになる。

総括会議において、5 年間の成果として、4,577 件 (事案数) が処理されたこと、行政処分の罰金は 197 億ドンにのぼると発表されている。今まで見てきた初年度 (2006 年) 18,000 か所 (拠点数) の行政処分・3 年目 (2008 年) 1,064 件 (事案数) の行政処分といった数字と比較しても、統計の取り方が

統一されていないためか、5 年間の総計が正しいのかどうかよくわからない部分がある。その一方、行政処分としての罰金の金額は初年度 (2006 年) 150 億ドン + 3 年目 (2008 年) 40 億ドンという今までの報告書の内容が正しいと仮定すれば、その他の年度、すなわち 2007 年、2009 年、2010 年には罰金が 7 億ドンしか発生していなかったことになる。各年の数字の比較や年度毎の統計の整合性については、あまり考慮されていない印象を受ける。

フェーズ I 終了時の総括会議では、知的財産権の権利保護、権利行使の実効性確保に向けて努力がなされており、WTO 加盟に伴う義務を着実に果たしているという発表がなされている。また、後述のフェーズ II (2012-2015) が 2 か月後の 2012 年 8 月 6 日付で締結されているタイミングを考えると、フェーズ I の総括会議はある程度当初想定した目標を達成したということを国内外に示し、次のフェーズ II につなげることを主な目的として行われた事情がうかがえる。

5. 計画 168 フェーズ II (2012-2015) 成立

2012 年 8 月 6 日付で計画 168 フェーズ II (2012-2015) の行動計画文書が各省庁による承認を受け発効した (No. 2198/CTHĐ/BKHCN-BVHTTDL-BNNPTNT-BTC-BCT-BCA-BTTTT-TANDTC-VKSNDTC, 「フェーズ II 行動計画文書」)。関連する省庁は、科学技術省、文化スポーツ観光省、農業および農村開発省、財務省、商工省、公安省、情報通信省、最高人民裁判所、最高人民検察院の 9 省庁である。

目的には、計画 168 がより効果的に知的財産権侵害行為からの保護活動を行うことに寄与するように努めること、フェーズ II で権利行使の効果向上と関わる人員の能力向上を図ること、更に 2020 年までに知的財産権の保護に関する総合的な行動計画を完成する方向に進むこと、が挙げられている。つまり、フェーズ II 行動計画文書においては、2015 年でフェーズ II が終了した後も、更に 2020 年まで継続的な努力を行うことが想定されている。

フェーズ II の達成目標としては、省庁間の情報

共有の促進、知的財産権の保護等に関する広報活動の推進、権利行使に関わる人材の育成、国際協力の推進といった目標を掲げている。権利行使により影響があると思われるのは、特に刑法上の罪に該当するケースは積極的に刑事措置を検討すること、とされた点である。そのこともあり、フェーズIIでは最高人民裁判所、最高人民検察院が関連する省庁として加わったと著者は理解している。

フェーズII行動計画文書では、計画168の常任委員会を設置し、各省の局長級幹部1-2名と1-2名の部長級または専門官が参加するものと規定され、常任委員会は毎年の総合計画を立案し、定期的な計画168の報告をまとめるものとされた。ただし、結論からいうと、フェーズIIで期待された総合計画の立案は結局行われず、計画168の報告の取りまとめは従来どおり科学技術省が行った。

財政面の取り扱いについてもフェーズII行動計画文書にて規定されており、各省は計画168の推進に必要な費用を拠出する義務があると規定し、国内外の財政補助プログラム等の適正な活用を行い、ユーザーである知的財産権の権利者の参加と支援を

重要視して各種活動を行うとされた。後述のフェーズIIの総括報告において、WIPO、日本の経済産業省、INTA、JETRO、JIPA等と協力して行われたセミナーや会議、人材育成等の活動が報告されていることから、計画168は国内外の団体、国際機関とのコラボレーションや国際的な財政支援を導入するためのフレームワークとしても活用され、国内外の財政補助を財源とする各種のプロジェクトが計画168の下で行われた模様であるといえる。

6. 計画168 フェーズII (2012-2015) 実施状況

科学技術省のウェブサイトにて公開された統計情報によれば、フェーズIIの期間の知的財産権に関する権利行使の状況は以下のとおりとされている。

上記の統計のうち、市場管理局の統計には品質基準を満たさない商品への処分事案なども入っていることから、厳密に知的財産権に関わるものに限定された統計資料とはいえないと推測される。経済警察の統計に「起訴」の件数もでているので、これは送

表2

省庁名	2012	2013	2014	2012-2015
文化スポーツ 観光省監査部				386名の法人または個人による著作物の複製行為への処分(警告2件、罰金384件)
科学技術省 監査部	69件 (監査部実施38件)	142件	113件 (監査部実施64件)	473件
経済警察	276件 (起訴66件)	560件 (起訴38件)	665件 (起訴120件)	2,047件 (起訴381件)
市場管理局	9,556件 (模倣品、品質基準を満たさない商品、及び侵害品)	13,037件 (模倣品、品質基準を満たさない商品、及び侵害品)	17,396件 (模倣品、品質基準を満たさない商品、及び侵害品)	22,441件 (模倣品及び侵害品)
税関	101件 (すべての局)	報告なし	24件 (密輸捜査局処理案件)	報告なし
裁判所	処案件数: 177件 1) 判決 55件 (12件刑事事件) 2) 裁判上の和解 16件 3) 移管 15件 4) 停止 91件			

統計出典:

- 1) 科学技術省ウェブサイト掲載記事「THỰC THI VÀ GIẢI QUYẾT TRANH CHẤP QUYỀN SỞ HỮU TRÍ TUỆ TẠI VIỆT NAM – MƯỜI NĂM NHÌN LẠI (ベトナムにおける知的財産権の権利行使と紛争解決—10年を振り返って)」著者: 科学技術省監査部 Đỗ Thị Minh Thủy 氏
- 2) 科学技術省ウェブサイト掲載記事「Những kết quả đạt được của Chương trình 168 về phối hợp hành động phòng và chống xâm phạm quyền sở hữu trí tuệ giai đoạn II (2012-2015) (計画168 フェーズIIの達成事項)」著者: 科学技術省監査部

検され検察院により起訴され、刑事措置に至った件数と思われる。

科学技術省のフェーズII総括報告によれば、行政処理25,543件(事案数)、うち警告処分が68件、罰金が23,197件、そして起訴381件(被疑者553名)、判決55件(12件の刑事事件を含む)、とされている。総額970億ドンの罰金が行政措置として科されたことが記されている。フェーズIの総括報告では197億ドンの罰金が科されたことと比較すると、少なくとも罰金額は大幅にフェーズIIのほうが増加している。政府決議の改正等により、罰金額の設定が引き上げられたことも影響していると思われる。

主に著作権侵害品を取り締まる文化スポーツ観光省監査局の科した罰金は90億ドン、主に産業財産権の侵害品を取り締まる科学技術省の科した罰金は60億ドン、公安省下の経済警察の科した罰金は285億ドン、商工省下の市場管理局の科した罰金は530億ドンとなっており、その他は税関や情報通信省(ソフトウェアの模倣品を主に対象)となっている。商標模倣品や知的財産侵害品への行政措置対応において、経済警察や市場管理局が、大きな割合を占めていることがわかる。

行政措置が権利行使の大半を占める理由について、「ベトナムにおける知的財産権の権利行使と紛争解決-10年を振り返って」(科学技術省ウェブサイト記事)において著者のĐỗ Thị Minh Thủy氏によれば、以下に要約したとおり分析されている(Đỗ, 2016)。

民事裁判手続を活用する方法は、法令上は裁判所が侵害行為の差止、公開謝罪の命令、侵害品の廃棄、損害賠償などを侵害者側に課すことが可能であり、緊急性の高い場合には仮処分も行うことができるとされている。しかし実際には、知的財産権、特に特許権侵害行為や不正競争行為に関わる事案については、権利者側から見ると民事裁判は手続が複雑で、費用が掛かるうえに、効果が薄いと受け取られる場合が多い。裁判所は知的財産権に関わる民事訴訟を受理しても、他のより緊急性が高いと思われる件を優先する傾向にある。一方でベトナムにおいて主に利用される行政措置については、行政機関へ申請して、侵害品の没収や侵害者からの罰金徴収など実効

性ある処分が迅速に行われ、権利者側としては「早い」「便利」「安い」の三拍子そろった手段と認識されており、優先して選択される傾向にある。

行政措置が優先される傾向の問題点としては、基本的に行政措置に関わる人員や必要な資材、侵害品の移送・管理・廃棄等に要する費用のすべてを公費でまかなうことになり、限りある国家資源の有効活用という点から問題がある。また、行政措置においては、民事措置のように当事者間の公平な立場が確保されておらず、行政措置を請求されたほうが「侵害者」という立場として扱われる傾向にあること、また、民事措置のような反訴という手段もなく、行政措置の請求が権利の濫用にあたるような場合でも、権利者側(行政措置の申請人側)に対して侵害被疑者側が損害賠償を請求することも事実上困難である、といった問題がある。

以上に著者が要約したとおり、Đỗ Thị Minh Thủy氏は分析している。Đỗ Thị Minh Thủy氏の分析は、科学技術省ウェブサイトに掲載されているもの、あくまで個人的見解であると著者は理解しているが、具体的かつ率直に、ベトナムにおける知的財産権の権利行使上の問題点を指摘している点において貴重な分析である。

フェーズIIの成果の一つとして、科学技術省の監査部ハanoi市警察が合同で大規模事案にあたった例が、フェーズII総括報告に示されている。著名商標の「DIOR」「HERMES」「LOUIS VUITTON」といった商標模倣品について、科学技術省監査部による査察の後、事案をハanoi市警察に移管して、刑事事件として立件した(例1)。「PIAGGIO」の電気バイクの意匠権侵害品の生産・組立を行っていた事案においては、中国から部品を輸入して行われており、罰金1億9200万ドンを侵害者に課し、電気バイクの侵害品114点に使用された侵害要素(商標表示等)を除去処分とした(例2)。婦人用のかばん、財布、靴等のシンガポール発のファストファッションブランド「CHARLES & KEITH」の模倣品販売拠点3か所にレイドをかけ、1,100個の模倣品を廃棄した(例3)。

更に、科学技術省のウェブサイト内に計画168の進捗報告等を行うサイト「IPNAP」が開設されたこ

とが確認できている；<http://thanhtra.most.gov.vn/vi/ipnap>。ただし、内容は計画168の概要程度が掲載されている程度で、当初予定されたと思われる各省の進捗報告などはアップロードされていない。フェーズIIの達成目標としては、省庁間の情報共有の促進が挙げられており、そのなかには情報共有のためのウェブサイト設計が当初目標にふくまれていたことを想起すると、「IPNAP」は情報共有の仕組みとしての一定の成果といえる。

フェーズII総括報告によれば、今後の課題として、1)未だ知的財産権の保護・尊重といった認識が社会に不足している、2)複雑な知的財産権の権利行使に関わる人材の能力が十分とはいえない、3)知的財産権の権利行使に関わる各省の動きが迅速・効果的とはいえない面がある、4)省庁間の協力、中央と地方の協力等が未だ迅速とはいえない面がある、といった課題を挙げたうえで、結論として、課題は未だ残るものの、計画168は権利行使の有効性を高める一定の成果を挙げ、WTO加盟に伴う国際公約を果たしたと認められ、更に努力を続ける必要がある、とまとめられている。この結論部分からも、計画168がWTO加盟に向けた知的財産権の積極的な保護の姿勢と、そして加盟後は国際公約を果たしたことを、国際的に示すためのプロジェクトという面があったことが伺える。

7. 計画168 フェーズIIIの見通しについて

科学技術省主催で2016年4月28日に計画168フェーズIIの総括会議が開催され、フェーズIII(2016-2020)の立案が必要という提議がなされているが、原稿執筆の時点(2017年3月)において、未だフェーズIIIに関する行動計画文書は成立していない。

フェーズIの総括会議とフェーズIIの成立時期が近かったことを考えると、フェーズIIの総括会議から1年近く経過しているにも関わらず、次のフェーズIIIの行動計画文書が成立していない状況が続いている。

ベトナムは社会主義国として5か年計画を作成し

ており、2006-2010年が第8次5か年計画、2011-2015年が第9次5か年計画、2016-2020年が第10次5か年計画にあたる。また、ドイモイ以降に10か年計画も策定されるようになり、2011年のベトナム共産党全国代表大会(党大会)で「2011-2020年経済社会10か年計画」が策定されている。

計画168はフェーズIが2006-2010、フェーズIIが2012-2015、そして総括会議で提議されているフェーズIIIは2016-2020なので、おおむね上記の5か年計画のサイクルと合わせて進んできている。5か年計画、10か年計画ともに2020年が最終年となるので、フェーズIIIはこのまま実施されないか、実施されたとしても短期間で終了する可能性が考えられる。

8. まとめ

計画168の枠組みを利用することで、定期的な知的財産権関連の権利行使に関する数年にわたる長期的政策の検討や、定期的な統計の取りまとめという点では一定の成果があったと考えている。

各フェーズでまとめられる総括報告を参照すると、知的財産権関連の権利行使における問題点、例えば複数の官庁が所管しうる事案について調整を図る機能が未だ不足していること、知的財産権の侵害品に対して、需要者、ベトナム企業などは容認する傾向にあること、権利行使は大半が行政措置によるものであり、裁判所の、特に民事訴訟の面での紛争解決があまり期待できないこと、といった主要な問題点が浮かび上がってくる。

計画168の目指した省庁間の情報共有が具体的な成果となった例として、知的財産権関連の行政処理事案のデータベースを挙げたい。科学技術省監査部のウェブサイトで公開されている；<http://thanhtra.most.gov.vn/csdl/vn/>。科学技術省監査部の直轄事案のみならず、科学技術省の直轄市／省レベルの監査部の事案、文化スポーツ観光省の監査部の事案なども検索できる。データベースの検索結果は特許3件、意匠12件、商標61件、不正競争2件、著作権および著作隣接権関連11件となっており、各事案の概要と処分内容を参照することが可能である。事案総

数87件（複数分野に関わる事案を含む）が紹介されており、先に紹介したフェーズII総括報告にもとづく統計資料と比較すると公開されている事案の数はごく一部ではあるが、従来公文書の公開がベトナムでは進んでいなかったことを考えると、重要な一歩として評価したい。

知的財産法の見直し計画にも言及したい。2016年12月7日付科学技術省大臣決定No.3900/QĐ-BKHCNの付属文書として、施行後10年を経過した知的財産法の見直し計画が発表されている。知的財産法に関連する下位の法規範文書の評価、知的財産法施行に伴う経済社会的発展に与えた成果と施行に伴い判明した不備や問題点の評価、知的財産法の内容が社会の実情に適しているかの検討と評価、知的財産法と関連する法規範文書のうち修正や変更・追加等が必要な事項の洗い出し、などが計画に挙げられている。科学技術省が主導し、文化スポーツ観光省、農業および農村開発省を加えた3省が共同で見直しを行い、その他権利行使に関わる人民裁判所、上記3省の監査部、税関、市場管理局、経済警察、省級人民委員会、県級人民委員会等の各省庁からの報告を集約したうえで、総括報告を2017年2月末までに科学技術省ウェブサイトで開催予定であった（本稿執筆時点では確認できていない）。省庁間の連携の下、知的財産法の改正に向けて動き出しているものと思われる。

計画168をWTO加盟へ向けたベトナムの対外アピールのためのプロジェクトととらえれば、すでにWTO加盟も果たした現在、フェーズIIIに進む意義も薄まり、各省庁のモチベーションも低下傾向にあるのかもしれない。とはいえ、定期的に科学技術省が取りまとめを行って統計や今後の課題の洗い出しを行ってきたことは価値があり、今後予定される知的財産法の見直し計画の実施や報告の取りまとめにも役立ててほしいと著者は考えている。フェーズIIIの実施に関わらず、知的財産権の保護の強化や権利行使の効率化のための施策が、引き続きベトナムにおいて実施されることが望まれる。

参考文献

Bộ Khoa học và Công nghệ. (2017, 02 06). *Kết quả một năm thực*

- hiện Chương trình Hành động về hợp tác phòng và chống xâm phạm quyền sở hữu trí tuệ giai đoạn 2006-2010*. Retrieved 03 27, 2017, from CÔNG THÔNG TIN ĐIỆN TỬ BỘ KHOA HỌC VÀ CÔNG NGHỆ: <http://new.most.gov.vn/thanhtra/tin-tuc/6/91/ket-qua-mot-nam-thuc-hien-chuong-trinh-hanh-dong-ve-hop-tac-phong-va-chong-xam-pham-quyen-so-huu-tri-tue-giai-doan-2006--2010.aspx>
- Bộ Khoa Học và Công Nghệ. (2017, 02 06). *Kết quả năm 2008 về thực hiện Chương trình Hành động về hợp tác phòng và chống xâm phạm quyền sở hữu trí tuệ giai đoạn 2006 - 2010*. Retrieved 03 27, 2017, from CÔNG THÔNG TIN ĐIỆN TỬ BỘ KHOA HỌC VÀ CÔNG NGHỆ: <http://new.most.gov.vn/thanhtra/tin-tuc/6/95/ket-quan-am-2008-ve-thuc-hien-chuong-trinh-hanh-dong-ve-hop-tac-phong-va-chong-xam-pham-quyen-so-huu-tri-tue-giai-doan-2006---2010.aspx>
- BSA. (2009 年 05 月). 2008 違法コピー調査. 参照日: 2017 年 03 月 27 日, 参照先: BSA: http://bsa.or.jp/wp-content/uploads/Piracy_Study_2008_J.pdf
- Chương Trình Hành Động về hợp tác phòng và chống xâm phạm quyền sở hữu trí tuệ giai đoạn 2006-2010. (2006, 01 19). ベトナム: 文化情報省, 科学技術省, 農業および農村開発省, 財務省, 商業省, 公安省.
- Chương trình phối hợp hành động phòng và chống xâm phạm quyền sở hữu trí tuệ giai đoạn II 2012-2015. (2012, 08 06). Hà Nội, Việt Nam: 科学技術省, 文化スポーツ観光省, 農業および農村開発省, 財務省, 商工省, 公安省, 情報通信省, 最高人民裁判所, 最高人民検察院.
- Công thông tin điện tử Sở Khoa học và Công nghệ tỉnh Bạc Liêu. (2012, 06 17). *Năm 2006-2010: Xử lý hơn 4.000 vụ vi phạm về quyền sở hữu trí tuệ*. Retrieved 03 27, 2017, from Công thông tin điện tử Sở Khoa học và Công nghệ tỉnh Bạc Liêu: <http://skhcn.baclieu.gov.vn/tintuc/Lists/Posts/Post.aspx?Source=/tintuc&Category=&ItemID=168&Mode=1>
- Cục Quản lý cạnh tranh. (日付不明). Thù tục khiếu nại cạnh tranh không lành mạnh. 参照日: 2017 年 03 月 30 日, 参照先: Trung tâm Thông tin - Cục Quản lý cạnh tranh: <http://www.vca.gov.vn/ProcDetail.aspx?CateID=182&ID=21>
- Đỗ, T. M. (2016, 12 20). *THỰC THI VÀ GIẢI QUYẾT TRANH CHẤP QUYỀN SỞ HỮU TRÍ TUỆ TẠI VIỆT NAM – MƯỜI NĂM NHÌN LẠI*. Retrieved 03 27, 2017, from Bộ Khoa học và Công nghệ (Thanh tra Bộ): <http://thanhtra.most.gov.vn/vi-cac-bai-nghien-cuu-shtt/th-c-thi-va-gi-i-quy-t-tranh-ch-p-quy-n-s-h-u-tri-tu-t-i-vi-t-nam-m-i-nam-nhin-li>
- Duy, P. (2012, 06 13). *Xử lý hàng nghìn vụ vi phạm quyền sở hữu trí tuệ*. Retrieved 03 27, 2017, from Báo Thanh tra: http://thanhtra.com.vn/phap-luat/an-ninh-trat-tu/xu-ly-hang-nghin-vu-xam-pham-quyen-so-huu-tri-tue_t14c1144n41210
- INTERNATIONAL INTELLECTUAL PROPERTY ALLIANCE. (2004). *INTERNATIONAL INTELLECTUAL PROPERTY ALLIANCE*. Retrieved 03 27, 2017, from INTERNATIONAL INTELLECTUAL PROPERTY ALLIANCE 2004 SPECIAL 301 REPORT SPECIAL MENTION VIETNAM: <http://www.iipawebsite.com/rbc/2004/2004SPEC301VIETNAM.pdf>
- Kế hoạch tổng kết 10 năm thi hành luật sở hữu trí tuệ. (2016, 12 07). Hà Nội, Việt Nam: Bộ trưởng Bộ Khoa học và Công Nghệ.
- Nguyễn, Q. N. (2016, 12 09). *Tăng cường phối hợp giữa các cơ quan thực thi quyền Sở hữu trí tuệ*. Retrieved 03 27, 2017, from SOCIAL IDEAS: <http://sangkiengongdong.vn/bai-viet/tang-cuong-phoi-hop-giua-cac-co-quan-thuc-thi-quyen-so-huu-tri-tue/>
- NguyenDuMinh. (2015 年 02 月 23 日). 各国の国土政策の概要ベトナム. 参照日: 2017 年 03 月 27 日, 参照先: 国土交通省国土政策局: <http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/international/spw/general/vietnam/>
- SỞ KHOA HỌC VÀ CÔNG NGHỆ TỈNH SÓC TRĂNG. (2012, 09 04).

Chương trình phối hợp hành động phòng và chống xâm phạm quyền sở hữu trí tuệ giai đoạn II (2012 - 2015). Retrieved 03 27, 2017, from Cổng thông tin điện tử SỞ KHOA HỌC VÀ CÔNG NGHỆ TỈNH SÓC TRĂNG : https://www.soctrang.gov.vn/wps/portal/sokhcn!/ut/p/c4/04_SB8K8xLLM9MSSzPy8xBz9CP0os3gLR1dvZ09LYwMDN0MDA08zS1NXDy8XP2dfY_2CbEdFAH4OXIU!/?WCM_GLOBAL_CONTEXT=/wps/wcm/connect/sokhcn/siteofsokhcn/hoat+dong+thanh+tra/tin+tuc+thanh+tra/chuong+trinh+phoi+hop+ha

Thanh tra Bộ Khoa Học Công Nghệ. (2016, 08 02). *Những kết quả đạt được của chương trình 168 về phối hợp hành động phòng và chống xâm phạm quyền SHTT giai đoạn II 2012-2015*. Retrieved 03 27, 2017, from CỔNG THÔNG TIN ĐIỆN TỬ BỘ KHOA HỌC VÀ CÔNG NGHỆ : <http://new.most.gov.vn/thanhtra/tin-tuc/4/49/nhung-ket-qua-dat-duoc-cua-chuong-trinh-168-ve-phoi-hop-hanh-dong-phong-va-chong-xam-pham-quyen-so-huu-tri-tue-giai-doan-ii-2012---2015.aspx>

Tổng cục hải quan. (2016, 04 29). *Chống xâm phạm quyền sở hữu trí tuệ: Hiệu quả còn hạn chế*. Retrieved 03 27, 2017, from Hải Quan online : <http://www.baohaiquan.vn/Pages/Chong-xam-pham-quyen-so-huu-tri-tue-Hieu-qua-con-han-che.aspx>

経済産業省. (日付不明). ベトナムのWTO加盟交渉概要. 参照日: 2017年03月29日, 参照先: 経済産業省ウェブサイト: http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/negotiation/accession/vietnam.pdf

公正取引委員会. (2012年05月). ベトナム(各国・地域の競争法). 参照日: 2017年03月29日, 参照先: 公正取引委員会ウェブサイト: <http://www.jftc.go.jp/kokusai/worldcom/kakkoku/abc/allabc/v/vietnam.html>

坂田正三. (2016年04月). ベトナム共産党第12回党大会: 2016-2020年の経済政策の方向性. 参照日: 2017年03月27日, 参照先: JETRO アジア経済研究所: http://www.ide.go.jp/Japanese/Research/Region/Asia/Radar/pdf/201604_sakata.pdf